

「北区制70周年記念」冠及びロゴマーク等の使用に係る要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「令和7年度」という）、区内の学区や各種団体、事業所等が実施するイベント等において「北区制70周年記念」の冠及びロゴマーク等（以下「冠等」という）を使用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 冠等は、北区制70周年を記念し、令和7年度に区内で実施される様々なイベント等に使用することにより、北区制70周年を祝い、今後の北区のまちづくりを盛り上げる機運を高めるために使用するものとする。

（デザイン）

第3条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。

（使用の要件）

第4条 冠等の使用は、次の各号に掲げる団体等に対して許可する。

(1) 北区制70周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という）及び実行委員会の構成員。

(2) 学区民を中心に構成され、学区内で活動する団体。

(3) その他北区制70周年記念事業実行委員会事務局長（北区役所地域力推進室長。以下「事務局長」という）が適当と認める団体等。

2 冠等の使用は、前項に該当する団体等が実施する事業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

(1) 実行委員会の信用や品位を損なう、又はそのおそれのある事業。

(2) 営利を主たる目的とする事業。ただし、地域産業・地域文化の振興・活性化に寄与すると認められる場合は除く。

(3) 政治や宗教、思想の主張・普及・啓発等を目的とする事業。

(4) 法令・公序良俗に反したり、その他社会的に非難を受ける可能性のある事業。

(5) その他事務局長が不適当と認める事業。

（使用承認）

第5条 冠等の使用の承認を受けようとする者は、原則、イベント等の実施日の14日前までに、事務局長に対し、「北区制70周年記念」冠及びロゴマーク等の使用届出書（第1号様式）に必要な書類を添えて、事務局長に提出しなくてはならない。ただし、前条第1項第1号と第2号に掲げる者が使用する場合は、事業完了後の報告で代えることができる。

2 事務局長は、前項の届出書が提出された場合、届出内容を審査のうえ、冠等の使用が適当と認められた時は、申請者に使用承認を通知する。

3 事務局長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（遵守事項）

第6条 冠等を使用するに当たり、次の各号を遵守すること。

(1) 冠等の文言やロゴマークの形状・色等のデザインを変更して使用しないこと。

(2) 冠等を使用し、作成した製作物を商標登録又は意匠登録、販売しないこと。

（使用料）

第7条 冠等の使用は無料とする。

（権利義務の譲渡制限）

第8条 申請者は、本要綱に定める権利義務の全部又は一部を第三者に継承もしくは引受けさせ、又は担保に供してはならないものとする。

（違反者等に対する取扱い）

第9条 事務局長は、申請者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により使用承認を受けたときは、承認を取り消すとともに、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

また、第4条に規定する要件に合致しない団体等や事業への冠等の使用が発覚した場合は、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等を行うことができる。

2 前項の規定による承認の取消しや請求、その他冠等の使用に関して生じた損害又は損失について、実行委員会及び事務局長は一切の責任を負わないものとする。

（申請者の義務）

第10条 申請者は、冠等を使用する事業の実施に際し、作製されるチラシ・ポスターなどの広告媒体のほか、事業当日のアナウンス等により、北区制70周年をPRするように努めるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、冠等の使用に係る必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

この要綱は、令和8年3月31日を以って、その効力を失う。